

V. 障害等のある入学志願者の合理的配慮について

本学では、障害等のある者に対して、受験上及び修学上必要な配慮を行う場合があります、そのための相談を受け付けています。

ただし、受験上の配慮については、各入学者選抜の募集要項で別途定めた期日までに相談の無い場合や相談の内容によっては配慮が講じられないことがありますので、ご了承ください。

準備等に時間を要する配慮（「点字解答」又は「代筆解答」等）を希望する場合は、早めに相談してください。

区分	対象となる者	筆記試験における受験上の配慮の一例
①視覚に関する配慮	- 点字による教育を受けている者 - 両眼の矯正視力がおおむね 0.3 未満、もしくは視力以外の視機能障害が高度の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者 - 上記以外で視覚に関する配慮を必要とする者	- 点字解答 - 拡大文字冊子の配付 - 試験時間の延長 - 拡大鏡等の持参使用 - 窓側の明るい座席を指定 - 照明器具の持参使用又は試験室側での準備 - 色覚異常に配慮した試験問題の作成
②聴覚に関する配慮	- 両耳の平均聴力レベルが 60 デシベル以上の者 - 上記以外で聴覚に関する配慮を必要とする者	- 手話通訳士等の配置 - 注意事項等の文書による伝達 - 座席を前列に指定 - 補聴器又は人工内耳の装用
③肢体不自由に関する配慮	- 体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者 - 両上肢の機能障害が著しい者 - 上記以外で肢体不自由に関する配慮を必要とする者	- 代筆解答 - 試験時間の延長（1.3 倍） - 試験室入口までの付添者の同伴 - 介助者の配置 1 階又はエレベーターが利用可能な試験室に設定 - トイレに近い試験室で受験 - 車椅子、杖、特性机・椅子の持参使用又は試験場側での準備 - 試験場への乗用車での入構
④病弱に関する配慮	慢性の呼吸器疾患、心臓疾患、腎臓疾患、消化器疾患等の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者	1 階又はエレベーターが利用可能な試験室に設定 - 座席を試験室の出入口に近いところに指定 - 別室の設定
⑤発達障害に関する配慮	学習障害、注意欠陥・多動症（注意欠陥多動性障害）、自閉スペクトラム症（自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害等）等のため配慮を要する者	- 試験時間の延長（1.3 倍） - 拡大文字問題冊子の配付 - 注意事項等の文書による伝達 - 別室の設定
⑥その他の配慮	①～⑤の区分以外の者で配慮（面接時の配慮等を含む）を必要とする者	- トイレに近い試験室で受験 - 座席を試験室の出入口に近いところに指定等

相談の方法

「九州大学入学試験における合理的配慮に関する事前相談申請書」及び「診断書」を九州大学 Web サイト（<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/admission/faculty/disabilities/>）からダウンロードのうえ、障害者手帳取得者は、その写しを添えて 76 ページの「入学試験に関する問い合わせ先」へ相談の申請をしてください。

診断書（本学所定の様式）には、診断名、初診日付と最終診察日、具体的な症状とその経過、試験の際に想定される問題と必要と考える支援について記載してください。

なお、大学入学共通テストの受験上の配慮決定を受けた者は、提出した「受験上の配慮申請書」の写し及び大学入試センターからの「受験上の配慮事項決定通知書」の写しも提出してください。